

聖籠町水道事業審議会条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第九号

聖籠町水道事業審議会条例

(設置)

第一条 聖籠町水道事業の適正な運営を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十八条の四第三項の規定に基づき、聖籠町水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、町の水道事業について、町長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- 1 町内の水道使用者代表
- 2 町内の商工業水道使用者代表
- 3 学識経験を有する者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長等)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。